

地域密着型通所介護 自主点検表

事業所番号	
事業所名	
所在地	
電話番号	
法人名	
法人代表者 職・氏名	
管理者名	
記入者 職・氏名	
記入年月日	令和 年 月 日

前橋市福祉部指導監査課

自主点検に当たっての留意事項

1 自主点検表の目的

この自主点検表は下記の省令、条例等に基づき作成しています。本自主点検表を用いて事業者自身が、自らのサービスの提供体制及び運営状況、サービス費用の算定方法についての点検・評価を行うことにより、各種基準の遵守の徹底と、より質の高いサービスの提供を目指すために役立てていただくことを目的としています。

2 自主点検表の利用方法

【自主点検の実施時期】 最低でも年1回行うこととし、事業者自らが必要と思う時期に定期的に点検を行ってください。

【自主点検を行う者】 自主点検は事業所の管理者、法人の法令遵守責任者等、当該事業の運営について責任を負う者を中心に原則として複数の者で行うこととしてください。

【点検方法】 各項目の「点検内容」に対して、次の区分により、「評価」欄に自主点検した結果を記入します。

できている	…A
一部できている	…B
できていない	…C
該当なし	…＝

評価事項欄にチェックボックス口のあるものは、該当するものを■とし、自主点検の際に評価の参考にしてください。

【点検後の対応等】 点検を行った結果、基準を満たしていない事項又は基準の一部しか満たしていない事項があった場合には、原因分析を行うとともに、速やかに必要な改善策を講じてください。なお、人員欠如や報酬請求上の基準欠如等、重大な事態が明らかになった場合は速やかに介護保険課まで連絡をしてください。介護保険給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出が必要な場合があります。

【点検結果の共有】 点検を行った結果及び改善事項については、事業所内研修等で全従業者と共有し、サービスの質の向上に活用してください。

【点検結果の保管】 作成した自主点検表及び改善経過がわかる書類については、適切に保管を行い、市が行う運営指導時等に求めがあった際には提示をお願いします。

3 摘要欄の表記

【条】 前橋市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成24年12月24日 条例第42号)

※ 下段に(準用第60条の20)とあるものは、地域密着型通所介護以外の事業の条文を準用しているため、条文の数字注意。

【省】 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

(H18.3.14・厚生労働省令第34号)

【通】 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について

(H18.3.31・老計発第0331004号・老振発第00331004号・老老発第000331017号)

【通】第3-一 : 第3「地域密着型サービス」 - 一 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」

【通】第3-二 : 第3「地域密着型サービス」 - 二 「夜間訪問型訪問介護」

【通】第3-二の二 : 第3「地域密着型サービス」 - 二の二「地域密着型通所介護」

【法】介護保険法 (平成9年12月17日 法律第123号)

【規】介護保険法施行規則 (平成11年3月31日 厚生省令第36号)

【留】指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

(平成18年3月31日 老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号)

上記以外の根拠法令等は、根拠法令等の名称を記載。

第1 一般原則及び基本方針

項目	評価事項	評価	摘要
1 指定地域密着型サービス事業の一般原則(基本方針)	1 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。	()	[条] 第3条第1項 [省] 第3条第1項
	2 地域との結び付きを重視し、市町村、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。	()	[条] 第3条第2項 [省] 第3条第2項
	3 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 【虐待防止については令和6年3月31日まで努力義務】	()	[条] 第3条第3項 [省] 第1条第3項
	4 指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。	()	[条] 第3条第4項 [省] 第1条第4項
2 指定地域密着型通所介護の基本方針	1 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行っているか。	()	[条] 第60条の2 [省] 第19条
	2 利用者の社会的孤立感の解消、心身の機能の維持、利用者の家族の身体的負担や精神的負担の軽減を図っているか。	()	[条] 第60条の2 [省] 第19条

第2 人員基準

項目	評価事項	評価	摘要
1 生活相談員	<p>1 地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間帯の合計を、当該地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数（以下「サービス提供時間」という。）で除して得た数が1以上確保されるために必要な人数を配置しているか。</p> <p>※ 生活相談員が勤務している時間数には、生活相談員が当該事業所におけるサービス提供時間外に勤務した時間は含まれない。</p> <p>(例) ・ サービス提供時間：9:00～16:00（7時間） ・ 生活相談員Aの勤務時間： 8:30～12:30 ・ 生活相談員Bの勤務時間：11:30～15:30</p> <p>この例の場合、生活相談員Aの8:30～9:00（30分）は、生活相談員が勤務している時間数に含めることはできない。</p> <p>ただし、この例では合計数（7.5時間）がサービス提供時間（7時間）を超えているため基準を満たしている。</p>	()	〔条〕 第60条の3第1項(1) 〔省〕 第20条第1項第1号 〔通〕 第3-二の二-1(1)③
	<p>2 生活相談員は、社会福祉主事、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、又は実務経験（※）を有する者のいずれかになっているか。</p> <p>※ 社会福祉施設等における介護若しくは相談業務又は居宅介護支援事業所における介護支援専門員業務に2年以上従事し、実従事日数が360日以上。</p>	()	〔何定め〕生活相談員の資格要件の取扱いについて（介護高齢課・H27. 8. 24起案）
2 看護職員（看護師又は準看護師）	<p>1 どの提供日においても、地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員を1人以上配置しているか。（単位ごとに、専従1人以上）</p> <p><input type="checkbox"/> 地域密着型通所介護事業所の従業者により確保する場合 提供時間帯を通じて、専ら当該地域密着型通所介護の提供に当たる必要はないが、当該看護職員は提供時間帯を通じて、地域密着型通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図るものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用定員11人以上の地域密着型通所介護事業所は、看護職員をサービス提供日ごとに2時間以上配置すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 看護職員は、単位ごとに配置すること。</p>	()	〔条〕 第60条の3第1項(2) 〔省〕 第20条第1項第2号 〔通〕 第3-二の二-1(1)⑥ア 通所介護事業における看護職員の配置について（前介H28. 1. 4市長通知）
	<p>2 看護職員は、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により確保することも可能であるが、その場合、次のとおりの取扱いとなっているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 看護職員が地域密着型通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと地域密着型通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図るものとする。</p>	()	〔通〕 第3-二の二-1(1)⑥イ
	<p>3 病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により確保する場合、病院との協定等は書面で行い、その内容に次のことを含んでいるか。</p> <p><input type="checkbox"/> サービス提供日ごとに、利用者の健康状態の確認を含め必要な業務を行うこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 病院から地域密着型通所介護事業所へ駆けつける体制や適切な指示ができる連絡体制の具体的運用方法。</p> <p><input type="checkbox"/> サービス利用者に賠償すべき事故が発生した場合の責任の所在。</p> <p><input type="checkbox"/> その他協定の適切な実施の確保のために必要な事項。</p>	()	通所介護事業における看護職員の病院等との連携について（前介H28. 1. 4市長通知）

項目	評価事項	評価	摘要					
	<p>4 病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により確保する場合、次の措置を講じているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 運営規程及び重要事項説明書に、看護職員を病院との連携により確保する旨及び病院等の名称を明記しておくこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 出勤簿又はタイムカード等により、地域密着型通所介護に勤務した看護職員の氏名、勤務時間を明確にしておくこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 看護職員が行ったサービス内容の記録（看護日誌等）を作成し、地域密着型通所介護事業所において保管すること。</p>	()	通所介護事業における看護職員の病院等との連携について（前介H28.1.4市長通知）					
3 介護職員	<p>1 地域密着型通所介護の単位ごとに常時1人以上従事させているか。</p>	()	〔条〕 第60条の3第1項(3) 〔省〕 第20条第1項第3号					
	<p>2 配置する介護職員は、地域密着型通所介護の単位ごとに、サービス提供時間帯における介護職員の勤務時間の合計数を、当該地域密着型通所介護を提供している時間数（提供単位時間数）で除して得た数（下表参照）に、平均提供時間数（※1）を乗じた時間数を確保できる人数となっているか。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>実利用人数 ※2</td> <td>単位ごとの勤務時間の合計÷提供単位時間</td> </tr> <tr> <td>15人以下</td> <td>1以上</td> </tr> <tr> <td>15人を超える</td> <td>15人を超える部分の利用者を5で除して得た数に1を加えた数以上</td> </tr> </table> <p>※1 平均提供時間数:利用者ごとの提供時間数の合計÷利用者数 ※2 定員ではない</p> <p><介護職員の確保すべき勤務延べ時間計算例></p> <p>① 1 単位、利用者18人、提供時間が8時間の場合 $(18 - 15) \div 5 + 1 \times 8 = 12.8$ 時間</p> <p>② 提供時間が午前と午後の2単位 両単位とも、利用者18人、提供時間3時間の場合 午前 $(18 - 15) \div 5 + 1 \times 3 = 4.8$ 時間 午後 $(18 - 15) \div 5 + 1 \times 3 = 4.8$ 時間</p>	実利用人数 ※2	単位ごとの勤務時間の合計÷提供単位時間	15人以下	1以上	15人を超える	15人を超える部分の利用者を5で除して得た数に1を加えた数以上	()
実利用人数 ※2	単位ごとの勤務時間の合計÷提供単位時間							
15人以下	1以上							
15人を超える	15人を超える部分の利用者を5で除して得た数に1を加えた数以上							
4 機能訓練指導員	<p>1 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者を1人以上従事させているか。</p>	()	〔条〕 第60条の3第1項(4) 〔省〕 第20条第1項第4号					
	<p>2 前項1の機能訓練指導員が、はり師又はきゅう師の資格を有するものである場合は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者となっているか。</p> <p>※ 利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については生活相談員又は介護職員が兼務して差し支えない。</p>	()	〔条〕 第60条の3第5項 〔省〕 第20条第5項 〔通〕 第3-二の二-1(3)					
5 利用定員が10人以下の事業所の看護職員及び介護職員	<p>1 地域密着型通所介護事業所の利用定員が10人以下の場合、地域密着型通所介護の単位ごとに、当該地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員及び介護職員（専ら当該地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を、当該地域密着型通所介護の提供単位時間数（※）で除して得た数が1以上確保されるために必要な人数を配置しているか。</p> <p>※ 提供単位時間数＝単位ごとに当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数</p>	()	〔条〕 第60条の3第2項 〔省〕 第20条第2項 〔通〕 第3-二の二-1(1)③ 〔省〕 第20条第1項第3号中に記載あり					

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
6 生活相談員又は介護職員	<p>1 生活相談員又は介護職員のうち1人以上は常勤(※)となっているか。</p> <p>※ 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間に達していること。 併設有料老人ホーム等においても勤務している通所介護事業所の生活相談員又は介護職員は、常勤とは認められない。</p>	()	<p>[条] 第60条の3第7項 [省] 第20条第7項</p> <p>[通] 第2-2(3)</p>
7 管理者	<p>1 地域密着型通所介護事業所ごとに、専ら管理者業務に従事する常勤の管理者を置いているか。</p>	()	<p>[条] 第60条の4 [省] 第21条</p>
	<p>2 管理者が他の職務を兼ねる場合は、当該事業所の管理上支障がない以下の場合となっているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該地域密着型通所介護事業所の地域密着型通所介護従事者としての職務に従事する場合。</p> <p><input type="checkbox"/> 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所施設等がある場合で、ほかの事業所の管理者または従業者として職務に従事する場合。</p>	()	<p>[条] 第60条の4 [省] 第21条</p> <p>[通] 第3-二の二-1(4)①</p> <p>[通] 第3-二の二-1(4)②</p>

第3 設備基準

項目	評価事項	評価	摘要
1 事業所	1 食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。	()	[条] 第60条の5第1項 [省] 第22条第1項
	2 相談室や静養室は目的外の利用をしていないか。(例:ロッカー、居室等への転用)	()	
2 食堂及び機能訓練室	1 それぞれに必要な広さを有し、合計した面積が3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上となっているか。	()	[条] 第60条の5第2項(1)ア [省] 第22条第2項第1号イ
3 相談室	1 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されているか。	()	[省] 第22条第2項第2号
4 設備の専用	1 食堂及び機能訓練室、相談室は、指定地域密着型通所介護の専用となっているか。 <input type="checkbox"/> 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合はこの限りでない。(事務室、玄関、廊下、階段、送迎車両など)	()	[条] 第60条の5第2項(2) [省] 第22条第3項
5 設備の共用	1 指定地域密着型通所介護の機能訓練室等と、指定地域密着型通所介護事業所と併設関係にある病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院における指定通所リハビリテーション等を行うスペースについて共用する場合は、以下の条件に適合しているか。 <input type="checkbox"/> 当該部屋等において、指定地域密着型通所介護事業所の機能訓練室等と指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースが明確に区分されていること。 <input type="checkbox"/> 指定地域密着型通所介護の機能訓練室等として使用される区分が、指定地域密着型通所介護事業所の設備基準を満たし、かつ、指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースとして使用される区分が、指定通所リハビリテーション事業所等の設備基準を満たすこと。	()	[通] 第3-二の二-2(4) [通] 第3-二の二-2(4)イ [通] 第3-二の二-2(4)ロ
	2 指定地域密着型通所介護の提供以外の目的で、指定地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービス(以下「宿泊サービス」という。)を提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供開始前に市に届け出ているか。	()	[条] 第60条の5第4項 [通] 第3-二の二-2(5)
	3 指定地域密着型通所介護事業者は届け出た宿泊サービスの内容に変更がある場合は、変更の事由が生じてから10日以内に市に届け出ているか。	()	[通] 第3-二の二-2(5)
	4 宿泊サービスを休止又は廃止する場合は、その休止又は廃止の日の1月前までに市に届け出ているか。	()	[通] 第3-二の二-2(5)
6 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	消防法その他の法令等に規定された設備(消火器、スプリンクラー等)を設置しているか。	()	[通] 第3-二の二-2(3)

第4 運営基準

項目	評価事項	評価	摘要
1 内容・手続きの説明と同意	1 指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者やその家族に対し、次の項目を記した文書を交付して説明を行っているか。 また、当該サービスの提供の開始について、利用申込者の同意を書面により得ているか。 <input type="checkbox"/> 重要事項の規程の概要(利用料の具体的な金額を含む) <input type="checkbox"/> 地域密着型通所介護従業者の勤務の体制 <input type="checkbox"/> 事故発生時の対応 <input type="checkbox"/> 苦情処理の体制 <input type="checkbox"/> 提供するサービスの第三者評価の実施状況 ・実施の有無、 ・実施した直近の年月日、 ・実施した評価機関の名称、 ・評価結果の開示状況 <input type="checkbox"/> 利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項	()	[条]第10条 (準用 第60条の20) [省]第3条の7 [通]第3-1-3(2)
	2 前項1の文書はわかりやすいものとなっているか。	()	[通]第3-1-3(2)①
	3 電磁的方法による重要事項の提供については、以下のとおり行っているか。 ① 指定地域密着型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、指定地域密着型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの イ 指定地域密着型通所介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 ロ 指定地域密着型通所介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項1に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法) 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項1に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 ② ①に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。 ③ ①の「電子情報処理組織」とは、指定地域密着型通所介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。	()	[条]第10条第2項 (準用第60条の20) [省]第3条の7第2項 [条]第10条第2項 [条]第10条第2項(1) [条]第10条第2項(1)ア [条]第10条第2項(1)イ [条]第10条第2項(2) [条]第10条第3項 [条]第10条第4項

項目	評価事項	評価	摘要
	<p>④ 指定地域密着型通所介護事業者は、①により提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>一 ①に規定する方法のうち指定地域密着型通所介護事業者が使用するもの</p> <p>二 ファイルへの記録の方式</p> <p>⑤ ④の規定による承諾を得た指定地域密着型通所介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、電磁的方法によって重要事項の提供をしてはならない。</p> <p>ただし、当該利用申込者又はその家族が再び④の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>		<p>[条]第10条第5項</p> <p>[条]第10条第5項(1)</p> <p>[条]第10条第5項(2)</p> <p>[条]第10条第6項</p>
2 提供拒否の禁止	<p>1 以下の理由以外で、正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合</p> <p><input type="checkbox"/> 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合</p> <p><input type="checkbox"/> その他利用申込者に対し自ら適切な指定地域密着型通所介護を提供することが困難な場合</p> <p>2 要介護度や所得の多寡を理由にサービス提供を拒否していないか。</p>	()	<p>[条]第11条 (準用 第60条の20) [省]第3条の8</p> <p>[通]第3-1-3(3)①</p> <p>[通]第3-1-3(3)②</p> <p>[通]第3-1-3(3)②その他</p> <p>[通]第3-1-3(3)</p>
3 サービス提供困難時の対応	<p>1 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用者に対してサービス提供が困難であると認められる場合、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定地域密着型通所介護事業者の紹介その他必要な措置を速やかに講じているか。</p>	()	<p>[条]第12条 (準用 第60条の20) [省]第3条の9</p>
4 受給資格等の確認	<p>1 被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定の有効期間を確認しているか。</p> <p>2 被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して指定地域密着型通所介護を提供するように努めているか。</p>	()	<p>[条]第13条第1項 (準用 第60条の20) [省]第3条の10第1項</p> <p>[条]第13条第2項 (準用 第60条の20) [省]第3条の10第2項</p>
5 要介護認定の申請に係る援助	<p>1 要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認しているか。</p> <p>2 利用者に居宅介護支援が行われていない場合で必要と認めるときは、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 更新申請の援助が必要な場合は、遅くとも要介護認定の有効期間が終了する30日前には申請の援助を行うこと。</p>	()	<p>[条]第14条第1項 (準用 第60条の20) [省]第3条の11第1項</p> <p>[条]第14条第2項 (準用 第60条の20) [省]第3条の11第2項</p> <p>[通]第3-1-3(6)</p>
6 心身の状況等の把握	<p>1 居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、次の項目の把握に努めているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者の心身の状況</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者の置かれている環境</p> <p><input type="checkbox"/> 他の保健医療サービスの利用状況</p> <p><input type="checkbox"/> 福祉サービスの利用状況 等</p>	()	<p>[条]第60の6 [省]第23条</p>

項目	評価事項	評価	摘要
7 居宅介護支援事業者等との連携	1 居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	()	[条]第16条第1項 (準用 第60条の20) [省]第3条の13第1項
	2 地域密着型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行っているか。	()	[条]第16条第2項 (準用 第60条の20) [省]第3条の13第2項
	3 前項2の利用者について、居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	()	
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	1 利用申込者が法定代理受領サービスとして指定地域密着型通所介護を受けない場合、利用申込者又はその家族に対し、次のことを行っているか。 <input type="checkbox"/> 居宅サービス計画を居宅介護支援事業者に作成依頼すると市町村へ届け出ること等により、指定地域密着型通所介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨の説明 <input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業者に関する情報を提供すること <input type="checkbox"/> その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助	()	[条]第17条 (準用 第60条の20) [省]第3条の14
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	1 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った地域密着型通所介護を提供しているか。	()	[条]第18条 (準用 第60条の20) [省]第3条の15
10 居宅サービス計画等の変更の援助	1 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合(※)は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。 ※ 利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、地域密着型通所介護事業者からなお当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含む。	()	[条]第19条 (準用 第60条の20) [省]第3条の16 [通]第3-1-3(10)
11 サービスの提供記録	1 次の項目を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準じた書面(サービス利用票等)に記載しているか。 <input type="checkbox"/> 提供日 <input type="checkbox"/> 提供内容 <input type="checkbox"/> 当該指定地域密着型通所介護について支払を受ける地域密着型介護サービス費の額(法定代理受領した額) <input type="checkbox"/> その他、サービス提供に当たって必要な事項	()	[条]第21条第1項 (準用 第60条の20) [省]第3条の18第1項
	2 前項1の地域密着型通所介護の提供内容に関して、具体的に次のことを記録しているか。 <input type="checkbox"/> 提供日 <input type="checkbox"/> 提供した具体的なサービスの内容 <input type="checkbox"/> 利用者の心身の状況 <input type="checkbox"/> その他必要な事項	()	[条]第21条第2項 (準用 第60条の20) [省]第3条の18第2項
	3 前項2の具体的なサービスの内容等の記録を5年間保存しているか。	()	[条]第60条の19(2)
	4 利用者からの申出があった場合には、文書を交付するなど、その情報を利用者に対して提供しているか。	()	[条]第21条第2項 (準用 第60条の20) [省]第3条の18第2項
12 利用料等の受領	1 法定代理受領サービスに該当する地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から、当該地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額(1割、2割又は3割負担額)の支払を受けているか。	()	[条]第60条の7第1項 [省]第24条第1項
	2 法定代理受領サービスに該当しない地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料(いわゆる償還払いの場合)と、地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額(法定代理受領の場合)との間に、不合理な差額が生じていないか。	()	[条]第60条の7第2項 [省]第24条第2項

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
	<p>3 前項1、2の支払を受ける額のほか、利用者から受けることができる次の費用の額以外の支払を受けていないか。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</p> <p><input type="checkbox"/> 延長預かり料(提供時間を超えたことによる基準額超過分)</p> <p><input type="checkbox"/> 食事の提供に要する費用</p> <p><input type="checkbox"/> おむつ代</p> <p><input type="checkbox"/> その他日常生活費(次の2つに限る。曖昧な名目は不可)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用 ※ すべての利用者に対して一律に提供し、すべての利用者からその費用を画一的に徴収することは認められない。 ・利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用 ※ すべての利用者一律に提供される教養娯楽に係る費用(共用の談話室にあるテレビやカラオケ設備の使用料、機能訓練の一環として実施するクラブ活動や利用者が原則全員参加する定例行事における材料費等)について徴収することは認められない。 	()	<p>[条]第60条の7第3項 [省]第24条第3項</p> <p>[条]第60条の7第3項(1) [省]第24条第3項第1号</p> <p>[条]第60条の7第3項(2) [省]第24条第3項第2号</p> <p>[条]第60条の7第3項(3) [省]第24条第3項第3号</p> <p>[条]第60条の7第3項(4) [省]第24条第3項第4号</p> <p>[条]第60条の7第3項(5) [省]第24条第3項第5号</p> <p>○通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(H12.3.30老企第54号)(別紙)各サービスごとの「その他の日常生活費」の具体的な範囲について(1)①②</p> <p>○居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(H17.9.7厚生労働省告示第419号)</p>
	<p>4 上記3の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、次のことを行っているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 文書で同意を得ている。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用料の内容及び費用の額について、事業所の見やすい場所に掲示している。</p>	()	<p>[条]第60条の7第5項 [省]第24条第5項</p> <p>○介護保険施設等における日常生活費等の受領について(H12.11.16老振第75号、老健第122号)</p>
	<p>5 上記3の利用料とは別に、「介護保険給付の対象となるサービス提供とは関係のない費用(例:贅沢品に係る費用、希望者を募り実施する旅行等の代金等)」を徴収している場合</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者等の希望を確認した上で提供されているか。</p> <p><input type="checkbox"/> すべての利用者一律に提供し、費用を画一的に徴収していないか。</p> <p><input type="checkbox"/> 曖昧な名目で徴収していないか。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記3の利用料と重複する費用でないか。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記4と同様の手続を行っているか。</p>	()	<p>○介護保険施設等における日常生活費等の受領について(H12.11.16老振第75号、老健第122号)</p>
	<p>6 指定地域密着型通所介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、領収証を交付しているか。</p>	()	<p>[法]第41条第8項 [規]第65条</p>
	<p>7 領収証には、次の額を区分して記載しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 保険給付対象額(上記1のサービス提供をした場合は1割、2割又は3割負担額、上記2のサービス提供をした場合は10割負担額)</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</p> <p><input type="checkbox"/> 延長預かり料</p> <p><input type="checkbox"/> 食事の提供に要する費用</p> <p><input type="checkbox"/> おむつ代</p> <p><input type="checkbox"/> その他日常生活費(曖昧な名目は不可、個別の費用ごとに区分して記載)</p>	()	

項目	評価事項	評価	摘要
	<p>8 医療費控除の対象となる利用者については、領収証に医療費控除の対象額(控除対象となる利用者の本人負担分)についても記載しているか。</p> <p>※ 医療費控除の対象となる利用者</p> <p>当該地域密着型通所介護サービスを、居宅サービス計画の「訪問看護」、「訪問リハビリテーション」、「居宅療養管理指導」、「通所リハビリテーション」、「短期入所療養介護」のいずれかと併せて利用する利用者。</p> <p>なお、介護福祉士等による喀痰吸引については、サービス類型に関わらず医療控除対象。(居宅サービス等に要する費用に係る自己負担額の10分の1)</p>	()	○介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除の取扱いについて(H28.10.3厚生労働省老健局振興課事務連絡)
13 保険給付の請求のための証明書の交付	<p>1 法定代理受領サービスに該当しない地域密着型通所介護に係る利用料の支払を受けた場合(いわゆる償還払いの場合)は、次の事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 提供した指定地域密着型通所介護の内容</p> <p><input type="checkbox"/> 費用の額</p> <p><input type="checkbox"/> その他必要と認められる事項</p>	()	[条]第23条 [準用 第60条の20] [省]第3条の20
14 指定地域密着型通所介護の基本取扱方針	<p>1 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう行っているか。</p>	()	[条]第60条の8第1項 [省]第25条第1項
	<p>2 前項1の目標を設定し、計画的に行っているか。</p>	()	
	<p>3 自らその提供する地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p> <p>質の評価方法を記入</p> <div style="border: 1px dashed black; height: 20px; width: 100%;"></div>	()	[条]第60条の8第2項 [省]第25条第2項
15 指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針	<p>1 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行っているか。</p>	()	[条]第60条の9(1) [省]第25条第1項
	<p>2 利用者1人1人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行っているか。</p>	()	[条]第60条の9(2) [省]第26条第1項
	<p>3 地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っているか。</p>	()	[条]第60条の9(3) [省]第26条第3項
	<p>4 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行っているか。</p>	()	[条]第60条の9(4) [省]第26条第4項
	<p>5 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービス提供を行っているか。</p>	()	[条]第60条の9(5) [省]第26条第5項
	<p>6 常に利用者の心身の状況を的確に把握しているか。</p> <p>また、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供しているか。</p>	()	[条]第60条の9(6) [省]第26条第6項
	<p>7 認知症の要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えているか。</p>	()	
	<p>8 屋外で地域密着型通所介護を行う場合は次の要件を満たしているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 外出について、あらかじめ地域密着型通所介護計画に位置付けられていること。</p> <p><input type="checkbox"/> 外出することにより、効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。</p>	()	[通]第3-二の二-3(2)④イ [通]第3-二の二-3(2)④ロ
16 地域密着型通所介護計画の作成	<p>1 管理者は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、地域密着型通所介護計画を作成しているか。</p>	()	[条]第60条の10第1項 [省]第27条第1項
	<p>2 地域密着型通所介護計画に次の内容が記載されているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 機能訓練等の目標</p> <p><input type="checkbox"/> 当該目標を達成するための具体的なサービス内容等</p>	()	

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要	
	3 既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。	()	[条]第60条の10第2項 [省]第27条第2項	
	4 地域密着型通所介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該地域密着型通所介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。	()		
	5 管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たって、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	()	[条]第60条の10第3項 [省]第26条第3項	
	6 管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しているか。	()	[条]第60条の10第4項 [省]第26条第4項	
	7 交付した地域密着型通所介護計画は5年間保存しているか。	()	[条]第60条の19(1)	
	8 前項5、6の説明、同意、交付を行ったことが確認できるようになっているか。	()		
	9 それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っているか。	()	[条]第60条の10第5項 [省]第26条第5項	
	10 地域密着型通所介護計画の目標や内容、実施状況や評価についても利用者又は家族に説明を行っているか。	()	[通]第3-二の二-3(3)⑤	
	11 居宅サービス計画を作成している居宅介護支援事業者から地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画を提供しているか。	()	[通]第3-一-4(17)②	
	17 利用者に関する市町村への通知	1 指定地域密着型通所介護を受けている利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 □ 正当な理由なしに指定地域密着型通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 □ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	()	[条]第29条 [省]第3条の26第1項 [条]第29条(1) [条]第29条(2)
		2 前項1の当該通知に係る記録を5年間保存しているか。	()	[条]第60条の19(3)
18 緊急時の対応	1 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定めた緊急時等における対応方法に基づき、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	()	[条]第30条第1項 [省]第12条	
19 管理者の責務	1 管理者は、次の事項について一元的に管理しているか。 □ 当該事業所の従業者の管理 □ 指定地域密着型通所介護の利用の申込に係る調整 □ 業務の実施状況の把握、その他の管理	()	[条]第60条の11第1項 [省]第28条第1項	
	2 管理者は、従業者に運営基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	()	[条]第60条の11第2項 [省]第28条第2項	
20 運営規程	1 指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。 □ 事業の目的及び運営の方針 □ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ※員数「〇人以上」の記載可。 □ 営業日及び営業時間 □ 指定地域密着型通所介護の利用定員 □ 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 □ 通常の事業の実施地域 □ サービス利用に当たっての留意事項 □ 緊急時等における対応方法 □ 非常災害対策 □ 虐待の防止のための措置に関する事項 【R6.3.31までは努力義務】 □ その他運営に係る重要事項	()	[条]第60条の12 [省]第28条第2項 [条]第60条の12(1) [条]第60条の12(2) [条]第60条の12(3) [条]第60条の12(4) [条]第60条の12(5) [条]第60条の12(6) [条]第60条の12(7) [条]第60条の12(8) [条]第60条の12(9) [条]第60条の12(10) [条]第60条の12(11)	
	2 延長サービスを行う場合は、サービス提供時間とは別に、その時間を運営規程に明記しているか。	()	[通]第3-二の二-3(4)①なお書き	

項目	評価事項	評価	摘要
21 勤務体制の確保等	1 指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次のとおり、地域密着型通所介護従業者の勤務の体制を定めているか。 <input type="checkbox"/> 月ごとの勤務表を作成している。 <input type="checkbox"/> 次の項目が明確化されている。 <input type="checkbox"/> 地域密着型通所介護従業者の日々の勤務時間 <input type="checkbox"/> 常勤・非常勤の別 <input type="checkbox"/> 専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置 <input type="checkbox"/> 管理者との兼務関係 等	()	[条]第60条の13第1項 [省]第30条第1項 [通]第3-二の二-3(6)①
	2 当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しているか。 <input type="checkbox"/> 調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでなく、第三者へ委託することもできる。	()	[条]第60条の13第2項 [省]第30条第2項 [通]第3-二の二-3(6)②
	3 地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を計画的に確保しているか。	()	[条]第60条の13第3項 [省]第30条第3項
	4 認知症介護に係る基礎的な研修を、医療・福祉関係資格を有さない全ての地域密着型通所介護従業者に対し、受講させるために必要な措置を講じているか。 【R6.3.31までは努力義務】	()	[通]第3-二の二-3(6)③
	5 事業所が新たに採用した従業者は、採用後1年経過前に前項4の研修を受講させているか。 【R6.3.31までは努力義務】	()	
	6 業務上必要な範囲を超えて行われる性的又は優越的な関係を背景とした言動(ハラスメント)により通従業者の就業環境が害されることを防止するために、次のとおり必要な措置を講じているか。 <input type="checkbox"/> ハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発する。 <input type="checkbox"/> 相談(苦情を含む。)に応じるための窓口及び担当者をあらかじめ定め、従業者に周知・啓発する。	()	[条]第60条の13第4項 [省]第30条第4項 [通]第3-一-4(22)⑥ [通]第3-一-4(22)⑥イa [通]第3-一-4(22)⑥イb
	7 顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために、事業主は次のことを行っているか。 (事業者が講じることが望ましい取組) <input type="checkbox"/> 迷惑行為の相談に適切に対応するための体制整備 <input type="checkbox"/> 被害者への配慮のための取組 (メンタルヘルス対応、複数対応など) <input type="checkbox"/> 被害防止のための取組 (迷惑行為マニュアル作成や、研修の実施)	()	[通]第3-一-4(22)⑥ロ
22 業務継続計画の策定等 【R6.3.31までは努力義務】	1 感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施し、又は非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、必要な措置を講じているか。	()	[条]第33条の2第1項 (準用第60条の20) [省]第3条の30の2第1項
	2 業務継続計画には次の項目等を掲載しているか。 ○ 感染症に係る業務継続計画 <input type="checkbox"/> 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等) <input type="checkbox"/> 初動対応 <input type="checkbox"/> 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等) ○ 災害に係る業務継続計画 <input type="checkbox"/> 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等) <input type="checkbox"/> 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等) <input type="checkbox"/> 他施設及び地域との連携 ※ ○感染症に係る業務継続計画と、○災害に係る業務継続計画は、一体的に策定してもよい。	()	[通]第3-二の二-3(7)② [通]第3-二の二-3(7)②イ [通]第3-二の二-3(7)②イa [通]第3-二の二-3(7)②イb [通]第3-二の二-3(7)②イc [通]第3-二の二-3(7)②ロ [通]第3-二の二-3(7)②ロa [通]第3-二の二-3(7)②ロb [通]第3-二の二-3(7)②ロc [通]第3-二の二-3(7)②なお書き

項目	評価事項	評価	摘要
	3 従業者に対して、業務継続計画について周知しているか。	()	[条]第33条の2第2項 (準用第60条の20) [省]第3条の30の2第2項
	4 従業者に対して、次のとおり研修を実施しているか <input type="checkbox"/> 研修内容は、業務継続計画の具体的内容、平常時及び緊急時の対応についての理解の励行。 <input type="checkbox"/> 定期的(年1回以上)に開催。新規採用時には別に研修を実施。 <input type="checkbox"/> 研修の実施内容を記録する。 ※ 感染症に係る研修は、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施してもよい。	()	[条]第33条の2第2項 (準用第60条の20) [省]第3条の30の2第2項 [通]第3-二の二-3(7)③
	5 従業者に対して、次のとおり訓練を実施しているか。 <input type="checkbox"/> 業務継続計画に基づく事業所内の役割分担の確認 <input type="checkbox"/> 感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習 <input type="checkbox"/> 定期的(年1回以上)に開催。 ※ 感染症に係る訓練は、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施してもよい。 災害に係る訓練は、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施してもよい。	()	[条]第33条の2第2項 (準用第60条の20) [省]第3条の30の2第2項 [通]第3-二の二-3(7)④
	6 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	()	[条]第33条の2第3項 (準用第60条の20) [省]第3条の30の2第3項
23 定員の遵守	1 どの営業日においても、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行っていないか。 ※ 災害その他のやむを得ない事情がある場合を除く。	()	[条]第60条の14 [省]第31条
24 非常災害対策	1 非常災害に備えるため、次のことを実施しているか。 <input type="checkbox"/> 非常災害に関する具体的計画の策定及び、定期的な従業員への周知。 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。 <input type="checkbox"/> 関係機関への通報、連携体制の整備及び、定期的な従業者に対する周知。 <input type="checkbox"/> 定期的な避難、救出その他必要な訓練(年2回以上)	()	[条]第60条の15第1項 [省]第32条第1項
	2 前項1に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。	()	[条]第60条の15第2項 [省]第32条第2項
	3 訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとしているか。	()	[通]第3-二の二-3(8)②
	4 収容人員(利用者数と従業者数の合計)が30人以上の事業所の場合、次のことを実施しているか。 <input type="checkbox"/> 防火管理者を置くこと。 <input type="checkbox"/> 防火管理者が、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務を実施していること。	()	消防法第8条 消防法施行令別表第1(6)項ハ [通]第3-二の二-3(8)①
	5 収容人員(利用者数と従業者数の合計)が29人以下の事業所の場合次のことを実施しているか。 <input type="checkbox"/> 防火管理について責任者を定めていること。 <input type="checkbox"/> 選定された責任者が、消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行っていること。	()	消防法第8条 消防法施行令別表第1(6)項ハ [通]第3-二の二-3(8)①
25 衛生管理等	1 使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じているか。	()	[条]第60条の16第1項 [省]第33条第1項
	2 必要に応じ保健福祉事務所(保健所)の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保っているか。	()	[通]第3-二の二-3(9)①イ
	3 インフルエンザ、腸管出血性大腸菌感染症、レジオネラ症対策等については、発出されている通知等に基づき、適切な措置を講じているか。	()	[通]第3-二の二-3(9)①ロ
	4 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。	()	[通]第3-二の二-3(9)①ハ

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
	<p>5 当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 【令和6年3月31日までは努力義務】</p> <p>① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> おおむね6月に1回以上開催する。 <input type="checkbox"/> 委員会の結果について、従業者に周知する。 <p>② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 指針には、平常時の対策及び発生時の対応を規定。 <input type="checkbox"/> 発生時における事業所内の連絡体制及び関係機関への連絡体制を整備し、指針に明記 <p>〈平常時の対策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 事業所内の衛生管理(環境の整備等) <input type="checkbox"/> ケアにかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策) <p>〈発生時の対応〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 発生状況の把握 <input type="checkbox"/> 感染拡大の防止 <input type="checkbox"/> 医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携 <input type="checkbox"/> 行政等への報告 <p>③ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 定期的(年1回以上)に開催。新規採用時に感染症対策研修することが望ましい。 <input type="checkbox"/> 研修の実施内容を記録する。 <p>④ 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、定期的(年1回以上)に行う。 <input type="checkbox"/> 指針及び研修内容に基づく事業所内の役割分担の確認 <input type="checkbox"/> 感染症対策をした上でのケアの演習 	<p>()</p> <p>()</p> <p>()</p> <p>()</p> <p>()</p> <p>()</p> <p>()</p>	<p>[条]第60条の16第2項 [省]第33条第2項 [通]第3-二の二-3(9)②</p> <p>[条]第60条の16第2項(1) [通]第3-二の二-3(9)②イ</p> <p>[条]第60条の16第2項(2) [通]第3-二の二-3(9)②ロ</p> <p>[条]第60条の16第2項(3) [通]第3-二の二-3(9)②ハ</p> <p>[条]第60条の16第2項(3) [通]第3-二の二-3(9)②ハ</p>
26 掲示	<p>1 当該指定地域密着型通所介護事業所の見やすい場所に、次の項目を掲示しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 運営規程の概要(利用料の具体的な金額を含む) <input type="checkbox"/> 地域密着型通所介護従業者の勤務の体制(職種ごと、常勤・非常勤の人数。氏名は不要) <input type="checkbox"/> 事故発生時の対応 <input type="checkbox"/> 苦情処理体制 (国民健康保険団体連合会、市町村の苦情受付窓口も掲示することが望ましい) <input type="checkbox"/> 第三者評価の実施状況 (実施の有無、直近の実施年月日、評価機関名、結果開示状況) <input type="checkbox"/> その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 <p>※ 前各項目の内容を記載した書面をファイル等で当該地域密着型通所介護事業所に備え付け、いつでも閲覧できる状態にすることで、掲示に代えてもよい。</p>	<p>()</p>	<p>[条]第35条第1項 (準用第60条の20) [省]第3条の32第1項 [通]第3-一-4(25)①</p> <p>[通]第3-一-4(25)②</p>

項目	評価事項	評価	摘要
27 秘密保持等	1 指定地域密着型通所介護事業所の従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	()	[条]第36条第1項 (準用第60条の20) [省]第3条の33第1項 [通]第3-1-4(26)①
	2 指定地域密着型通所介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らした場合に違約金を取るなど、秘密漏洩防止のために必要な措置を講じているか。	()	[条]第36条第2項 (準用第60条の20) [省]第3条の33第2項 [通]第3-1-4(26)②
	3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意をあらかじめ文書により得ているか。	()	[条]第36条第3項 (準用第60条の20) [省]第3条の33第3項 [通]第3-1-4(26)③
	4 利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ているか。	()	
28 広告	1 当該指定地域密着型通所介護事業所について広告する場合、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	()	[条]第37条 (準用第60条の20) [省]第3条の34
29 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	1 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者により特定の事業者によるサービスを利用させることへの対償として、居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	()	[条]第38条 (準用第60条の20) [省]第3条の35
30 苦情処理	1 利用者及びその家族からの苦情に、次のとおり、迅速かつ適切に対応しているか。 <input type="checkbox"/> 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該指定地域密着型通所介護事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにしている。 <input type="checkbox"/> 上記措置の概要について、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に記載している。 <input type="checkbox"/> 苦情処理の概要について指定地域密着型通所介護事業所内に掲示している。	()	[条]第39条第1項 (準用第60条の20) [省]第3条の36第1項
	2 前項1の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	()	[条]第39条第2項 (準用第60条の20) [省]第3条の36第2項
	3 前項2の記録を5年間保存しているか。	()	[条]第60条の19(4)
	4 苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	()	[通]第3-1-4(28)②また書き
	5 法23条の規定により前橋市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は前橋市の職員からの質問若しくは照会に応じているか。	()	[条]第39条第3項 (準用第60条の20) [省]第3条の36第3項
	6 前橋市から指導又は助言を受けた場合においては、それに従って必要な改善を行っているか。	()	[条]第39条第3項 [省]第36条第3項 [通]第3-1-3(28)③
	7 前橋市から求めがあった場合には、前項6の改善の内容を前橋市に報告しているか。	()	[条]第39条第4項 [省]第3条の36第4項
	8 利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力しているか。	()	[条]第39条第5項 [省]第3条の36第5項
	9 国民健康保険団体連合会から前項8の調査に基づく指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	()	[条]第39条第5項 [省]第3条の36第5項
	10 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項9の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	()	[条]第39条第6項 [省]第3条の36第6項

項目	評価事項	評価	摘要
31 地域との連携等	1 地域に開かれたサービス提供及びサービスの質の確保を目的に、地域密着型通所介護事業所は、次の構成員による運営推進会議を設置しているか。 <input type="checkbox"/> 利用者 <input type="checkbox"/> 利用者の家族 <input type="checkbox"/> 地域住民の代表者 <input type="checkbox"/> 地域密着型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員 <input type="checkbox"/> 地域密着型通所介護について知見を有する者 等	()	[条]第60条の17第1項 [省]第34条第1項
	2 事業所は、運営推進会議をおおむね6月に1回以上開催しているか。	()	[条]第60条の17第1項 [省]第34条第1項
	3 事業所は、サービスの提供に当たり、活動状況の報告、運営推進会議からの評価、必要な要望、助言を聴く機会を設けているか。	()	[条]第60条の17第1項 [省]第34条第1項
	4 前項3の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、公表しているか。	()	[条]第60条の17第2項 [省]第34条第2項
	5 前項4の記録は、5年間保存しているか。	()	[条]第60条の19(6)
	6 複数の事業所の運営推進会議を合同で開催する場合、次に掲げる条件を満たしているか。 <input type="checkbox"/> 利用者及び利用者家族については匿名にするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。 <input type="checkbox"/> 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。	()	[通]第3-二の二-3(10)① [通]第3-二の二-3(11)①イ [通]第3-二の二-3(12)①ロ
	7 地域密着型通所介護事業の運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。	()	[条]第60条の17第3項 [省]第34条第3項
	8 利用者からの苦情に関して、前橋市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の前橋市が実施する事業に協力するよう努めているか。	()	[条]第60条の17第4項 [省]第34条第4項
	9 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めているか。	()	[条]第60条の17第5項 [省]第34条第5項
32 事故発生時の対応	1 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、前橋市、利用者の家族及び利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	()	[条]第60条の18第1項 [省]第35条第1項
	2 骨折以上の事故は前橋市にも報告しているか。	()	○社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領(H23.8.29施行)
	3 骨折のほか、甚大と考えられる打撲、出血についても家族や前橋市へ報告しているか。	()	
	4 1の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	()	[条]第60条の18第2項 [省]第35条第2項
	5 前項4の記録を5年間保存しているか。	()	[条]第60条の19(5)
	6 事故が発生した場合の対応について、事故対応マニュアル等、あらかじめ定めてあるか。	()	[通]第3-二の二-3(11)①
	7 指定地域密着型通所介護事業所が賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。	()	[条]第60条の18第3項 [省]第35条第3項
	8 損害賠償保険に加入する等の措置を講じているか。	()	[通]第3-二の二-3(11)②
	9 事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	()	[通]第3-二の二-3(11)③
	10 夜間及び深夜に宿泊サービスの提供により事故が発生した場合に、上記1～9を踏まえた同様の対応を行っているか。	()	[条]第60条の18第4項 [省]第35条第4項

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
33 虐待の防止 【R6.3.31までは努力義務】	虐待の発生又はその再発を防止するため、次の1～4に掲げる措置を講じているか。 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会は、次のとおり開催しているか。 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) <input type="checkbox"/> 委員会のメンバーは、管理者を含む幅広い職種で構成し、責務及び役割分担を明確化する。 <input type="checkbox"/> 定期的な開催。 <input type="checkbox"/> 虐待防止検討委員会での検討事項。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること ・ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ・ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること ・ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること ・ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること ・ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること ・ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること <input type="checkbox"/> 開催結果の従業者に対する周知徹底。	()	[条]第41条の2 (準用第60条の18) [省]第3条の38の2第1項 [通]第3-1-4(31) [通]第3-1-4(31)① [通]第3-1-4(31)① [通]第3-1-4(31)① [通]第3-1-4(31)①イ [通]第3-1-4(31)①ロ [通]第3-1-4(31)①ハ [通]第3-1-4(31)①ニ [通]第3-1-4(31)①ホ [通]第3-1-4(31)①ヘ [通]第3-1-4(32)①ト [条]第41条の2(1)
	2 虐待の防止のための指針が整備されているか。 また、指針には、次の項目が盛り込まれているか。 <input type="checkbox"/> 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 <input type="checkbox"/> 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 <input type="checkbox"/> 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 <input type="checkbox"/> 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 <input type="checkbox"/> 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 <input type="checkbox"/> 成年後見制度の利用支援に関する事項 <input type="checkbox"/> 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 <input type="checkbox"/> 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 <input type="checkbox"/> その他虐待の防止の推進のために必要な事項	()	[条]第41条の2(1) [通]第3-1-4(31)② [通]第3-1-4(31)②イ [通]第3-1-4(31)②ロ [通]第3-1-4(31)②ハ [通]第3-1-4(31)②ニ [通]第3-1-4(31)②ホ [通]第3-1-4(31)②ヘ [通]第3-1-4(31)②ト [通]第3-1-4(31)②チ [通]第3-1-4(31)②リ
	3 地域密着型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を次のとおり実施しているか。 <input type="checkbox"/> 研修内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発及び、指針に基づく虐待防止の徹底。 <input type="checkbox"/> 定期的(年1回以上)に開催。新規採用時には必ず研修を実施すること。 <input type="checkbox"/> 研修の実施内容を記録すること。	()	[通]第3-1-4(31)③
	4 1～3に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 <input type="checkbox"/> 虐待防止委員会の責任者と同一の従業者が努めることが望ましい。	()	[通]第3-1-4(31)③

項目	評価事項	評価	摘要
34 会計の区分	1 事業所ごとに経理を区分するとともに、当該指定地域密着型通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	()	[条]第42条 (準用第60条の20) [省]第3条の39
	2 具体的な会計処理の方法については、次の通知を参考として適切に行われているか。 □ 介護保険の給付対象事業における会計の区分について (H13. 3. 28老振発第18号) □ 介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて (H24. 3. 29老高発0329第1号) □ 指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて (H12. 3. 10老計第8号)	()	[通]第3-1-4(32)
35 記録の整備	1 次の事項に関する諸記録を整備しているか。 □ 従業者 □ 設備 □ 備品 □ 会計	()	[条]第60条の19第1項 (準用第60条の20) [省]第36条第1項
	2 次に掲げる記録を整備し、その完結の日(※)から5年間保存しているか。 □ 16の、地域密着型通所介護計画 □ 11の、提供した具体的なサービスの内容等の記録 □ 17の、市町村への通知に係る記録 □ 30の、苦情の内容等の記録 □ 32の、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 □ 31の、運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録 ※ 完結の日:契約終了(契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等)により一連のサービス提供が終了した日。	()	[条]第60条の19第2項 [省]第36条第2項 [条]第60条の19第2項(1) [条]第60条の19第2項(2) [条]第60条の19第2項(3) [条]第60条の19第2項(4) [条]第60条の19第2項(5) [条]第60条の19第2項(6)
36 電磁的記録等	1 電磁的記録について 指定地域密着型通所介護事業者等は、作成、保存その他これらに類するものうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(被保険者証に関するものは除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができるが、下記のとおり行っているか。 ① 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。 ② 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。 ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 イ 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってきた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ③ その他、電磁的記録により行うことができるとされているものは、①及び②に準じた方法によること。	()	[条]第205条第1項 [省]第183条第1項 [通]第5-1(1) [通]第5-1(1) [通]第5-1(2) [通]第5-1(2)① [通]15章-第5-1(2)② [通]15章-第5-1(3)

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
	<p>2 電磁的方法について</p> <p>指定地域密着型通所介護事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等(交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。)については、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法で行っているか。</p> <p>① 電磁的方法による交付は、1-3の電磁的方法による重要事項の提供に準じた方法によること。(※1)</p> <p>② 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。(※1)</p> <p>③ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等との間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましい。</p> <p>④ その他、電磁的方法によることができるとされているものは、①、②に準じた方法によること。</p> <p>ただし、基準又は基準通知(平11老企25)の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。</p> <p>※1 「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。</p>	()	<p>[条]第205条第2項 [省]第183条第2項</p> <p>[通]第5-2(1)</p> <p>[通]第5-2(2)</p> <p>[通]第5-2(3)</p> <p>[通]第5-2(4)</p>
	<p>3 文書の記録、保存、交付等を電磁的記録及び電磁的方法で行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守しているか。</p>	()	<p>[通]第5-1(4)、第5-2(5)</p>

第5 届出等

項目	評価事項	評価	摘要
1 変更、再開の届出	1 次のいずれかの事項に変更があったときは、事前の確認を要するため、前変更日の2週間前までにその旨を前橋市長に届け出ているか。 <input type="checkbox"/> 事業所の所在地（出張所を含む） <input type="checkbox"/> 事業所の平面図、設備の概要（構造、専用区画等） <input type="checkbox"/> 定員	()	前橋市ホームページ 地域密着型サービス事業所の変更届 ○届出時期 〔規〕第131条の3の2第1項第1号 〔規〕第131条の3の2第1項第5号 〔規〕第131条の13第2項
	2 次のいずれかの事項に変更があったとき又は休止した事業を再開したときは、10日以内に、その旨を前橋市長に届け出ているか。 <input type="checkbox"/> 事業所の名称、事業所の電話、FAX（出張所を含む） <input type="checkbox"/> 申請者の名称、主たる事務所の所在地、電話、FAX <input type="checkbox"/> 申請者（法人）の代表者の氏名、住所、生年月日、職名 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書及び条例等（当該指定地域密着型通所介護事業に関するものに限る） <input type="checkbox"/> 事業所の管理者の氏名、住所、生年月日 <input type="checkbox"/> 運営規程	()	〔法〕第78条の5第1項 〔規〕第131条の13第1項第3号 〔規〕第131条の3の2第1項第1号 〔規〕第131条の3の2第1項第2号 〔規〕第131条の3の2第1項第2号 〔規〕第131条の3の2第1項第4号 〔規〕第131条の3の2第1項第6号 〔規〕第131条の3の2第1項第7号
2 廃止、休止の届出	1 当該指定地域密着型通所介護事業を廃止又は休止するときには、廃止、休止の日の1月前までに、次の事項を前橋市長に届け出ているか。 <input type="checkbox"/> 廃止又は休止しようとする年月日 <input type="checkbox"/> 廃止又は休止しようとする理由 <input type="checkbox"/> 現に地域密着型通所介護サービスを受けている者に対する措置 <input type="checkbox"/> 休止の場合は、休止の予定期間	()	〔法〕第78条の5第2項 〔規〕第131条の13第4項 〔規〕第131条の13第4項第1項 〔規〕第131条の13第4項第2項 〔規〕第131条の13第4項第3項 〔規〕第131条の13第4項第4項
3 介護給付費算定に係る体制等に関する届出	1 加算等の届出（単位数が増えるもの）の場合は、届出が毎月15日以前になされた場合は翌月から、16日以降になされた場合は翌々月から算定を開始するものとしているか。	()	〔留〕 第一 届出手段の運用 1 届出の受理(5)
	2 事業所の体制等が、加算等の要件を満たさなくなった場合は、その旨を速やかに届出ているか。（加算が算定されなくなった事実が発生した日から加算の算定はできない。）	()	〔留〕 第一 届出手段の運用 5 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

第6 介護報酬

介護給付費部分(加算等)については、以下の資料を用いて自主点検をお願いします。

- 1 加算等自己点検シート
- 2 各種加算・減算適用要件等一覧

前橋市ホームページ

【介護・高齢】各種加算等自己点検シート・適用要件等一覧

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/shidokansa/gyomu/4147.html>

ホーム > 組織から探す > 福祉部 > 指導監査課 > 業務案内